

令和二年度予算及び令和元年度補正予算における国公立大学法人関係 予算の拡充等に関する決議

我が国は、急速な少子高齢化をむかえ、労働生産人口の減少、地方の過疎化等が進む中、国の政策として全国に配置された国立大学や各地方公共団体が設置する公立大学は、多くの国民の公共財としてその教育・研究力を活かし、持続可能な社会成長や、地方創生と地方からのイノベーションを創出する役割を担うことが強く期待されている。

国公立大学には Society 5.0 と第四次産業革命の実現に向け知識集約型社会が生み出す新たな成長モデル（価値）へのパラダイムシフトを先導し、多様性を尊重しながらすべての人々が活躍できるインクルーシブな社会に貢献することが求められている。しかしながら、運営費交付金の削減累積や研究者を取り巻く様々な制度改正などの要因によって、十分な教育研究基盤の維持・確保に支障をきたしている。

また、今年の台風15号、19号は国内に甚大な被害を残し、災害に対する各施設の脆弱性が議論されている中、我が国の強靱化対策のため、国公立大学は各地域の防災拠点としての機能の充実が求められる。さらに、公立大学には地方公共団体が設置する大学として、地域連携機能の強化をはかることが求められる。

このような状況の中、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の拡充
- 二、防災拠点ともなる国立大学法人等の施設整備費補助金等の拡充
及び学術情報基盤（電子ジャーナル）など知的インフラに係る環境整備の充実（補正予算を含む）
- 三、国公立大学附属病院に必要な財政的支援の確保
- 四、高等教育の無償化について、国立大学においては、既存の授業料免除制度と合わせ総計的な規模の維持・拡充のための財源の確保を行うとともに、公立大学に係る財政負担については、国としての確実な地方財政措置
- 五、地域連携機能強化のための公立大学への財政支援の充実
- 六、多様な財源の確保と柔軟な資産運用を促進する規制緩和等の環境整備
- 七、個人寄附に係る税額控除の対象の教育研究活動支援全般への拡充

右決議する。

令和元年十一月二十七日

国公立大学振興議員連盟